

## 公 告

### 公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和6年5月9日

金沢市公営企業管理者 松田 滋人  
(公印省略)

#### 1 対象事業

事業名 令和6年度 汚泥共同処理施設 1号焼却炉更新事業  
事業場所 金沢市浅野本町地内 汚泥共同処理施設 (城北水質管理センター内)  
対象施設 1号焼却炉 60t-WS/日  
事業方式 DB (Design Build: 設計施工一括発注) 方式  
事業期間 契約締結の日から令和11年3月16日まで  
事業概要 令和6年度汚泥共同処理施設 1号焼却炉更新事業要求水準書 (以下「要求水準書」という。) のとおり

#### 2 参加資格

##### (1) 参加者の資格要件：単体企業とする場合

ア 令和6年度の金沢市建設工事競争入札参加の有資格者であること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、金沢市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けていること)。

イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記アの再認定を受けた者を除く。) でないこと。

ウ 役員 (役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者 (暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。) と認められる者でないこと。

エ 平成21年4月1日以後に、焼却能力が30t-WS/日以上の新技術を用いた下水汚泥焼却炉の設置又は更新工事を元請として施工し、引き渡した実績を有すること。新技術とは、日本下水道事業団の選定新技術Ⅰ類、Ⅱ類に登録された技術、又は、国土交通省における下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト) に採択され、ガイドライン (案) が公表された信頼性のある技術とする。

オ 参加表明書の提出期限から審査結果通知日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

カ 以下のものでないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連があるものではないこと。なお、資本面において関連がある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ・選定委員会の委員又は当該委員が属する企業
- ・令和5年度汚泥共同処理施設 1号焼却炉更新に伴う発注支援業務委託受注者
- ・令和6年度汚泥共同処理施設 1号焼却炉更新に伴う事業者選定支援業務委託受注者

(2) 参加者の資格要件：共同企業体とする場合

次に掲げる要件を満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ア 共同企業体の共通要件

(ア) 令和6年度の金沢市建設工事競争入札参加の有資格者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、金沢市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けていること。）。

(イ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(ウ) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(エ) 参加表明書の提出期限から審査結果通知日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(オ) 以下のものでないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連があるものではないこと。なお、資本面において関連がある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ・ 選定委員会の委員又は当該委員が属する企業
- ・ 令和5年度汚泥共同処理施設1号焼却炉更新に伴う発注支援業務委託受注者
- ・ 令和6年度汚泥共同処理施設1号焼却炉更新に伴う事業者選定支援業務委託受注者

イ 共同企業体の代表者の要件

(ア) 平成21年4月1日以後に、焼却能力が30t-WS/日以上の新技術を用いた下水汚泥焼却炉の設置又は更新工事を元請として施工し、引き渡した実績を有すること。新技術とは、日本下水道事業団の選定新技術Ⅰ類、Ⅱ類に登録された技術、又は、国土交通省における下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)に採択され、ガイドライン（案）が公表された信頼性のある技術とする。

(イ) 出資比率又は施工範囲が単独で最大であること。

ウ 共同企業体の結成

(ア) 構成員の数は、代表者1者とその他構成員2者の3者までとする。

(イ) 結成方式は、自主結成とする。

(ウ) 同一業者が2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

3 提出書類及び提出期限

(1) 参加表明書及び資格確認書類

部数 1部

提出期限 令和6年6月21日（金）午後5時

(2) 企画提案書等

部数 正本1部、副本10部、電子ファイル6部

提出期限 令和6年9月13日（金）午後5時

#### 4 募集説明書等の公表

令和6年度 汚泥共同処理施設1号焼却炉更新事業 募集説明書、要求水準書、令和6年度 汚泥共同処理施設1号焼却炉更新事業 選定基準、様式集、契約書(案)を公表します。希望者は、下記の金沢市企業局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/bid/notice/kakuka>

#### 5 優先交渉権者の特定

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により、選定基準に基づき、汚泥共同処理施設1号焼却炉更新事業者選定委員会の委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の総合評価点が最も高い企画提案書の提案者を、本事業の優先交渉権者として特定する。

#### 6 その他

- (1) 企画提案書の提案者として選定されなかった者及び本事業の優先交渉権者として特定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

#### 7 問合せ先

この公告及び詳細に関する問合せ先は次のとおりです。

〒920-0841 金沢市浅野本町ホ 131 番地

金沢市企業局水処理課

[電話] (076) 252-1439 [FAX] (076) 251-9961 [E-mail] k-mizusyori@city.kanazawa.lg.jp